

報告第3号

専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

令和6年3月27日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

記

1 専決処分事項

和解及び損害賠償額の決定について

2 専決処分した理由

法律上町の義務に属する損害賠償で、1件50万円以下のものに係る和解及び損害賠償の額の決定に関する事項

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されているので下記のとおり専決処分する。

令和6年3月19日

南風原町長 赤 嶺 正 之

- 1 専決処分事項 和解及び損害賠償額の決定について
- 2 相手方 南風原町字宮平697番地10
社会福祉法人 南風原町社会福祉協議会
- 3 事故の概要 本町ではこれまで、障害者総合支援法に基づき相手方に委託し実施する障がい者相談支援事業について、社会福祉法に基づく社会福祉事業に該当するものとし、消費税非課税事業として取扱ってきた。しかし、国の通知により、当該事業が消費税課税事業であることが判明し、委託先である相手方の消費税修正申告が生じ、国税通則法の規定に基づく延滞税が発生した。
- 4 損害賠償額 48,324円